

## ブラジルから日本へ帰国する際の留意点

2021年1月6日

◎ サンパウロ州で新型コロナウイルス感染症の変異種が確認されたことを受け、サンパウロ州を經由して日本へ帰国する場合、ブラジル出国前72時間以内に実施されたPCR検査陰性証明書の提示が必要となります。（ただし、サンパウロを經由する国際便であっても出入国手続きを伴わない乗り継ぎの場合には、同証明書は免除されます）同証明書が提示出来ない場合、帰国後、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で14日間待機することが求められます。

◎ ご帰国の際は、検疫所に対して質問票の提出が必要です。質問票は、オンラインで入力が可能となりました。（<https://www.br.emb-japan.go.jp/files/100134021.pdf>）

◎ サンパウロ州グアルーリョス空港（GRU）第3ターミナルにて、予約無しでPCR検査を受検可能です。ただし、受付から検査までの待ち時間は2時間以上かかる場合もあるようですのでご注意ください。以下、検査場から入手した情報です。

場所：グアルーリョス空港 第3ターミナル 搭乗フロア（<https://pcrcovid.com.br/>）

営業時間：24時間

料金：350レアル

予約：不要

その他：受付をし、問診票を提出した後、検査を実施。検査終了後、配布されるプロトコールに従い、専用サイトにログインすることで検査結果を確認可能。検査結果は、受検から4時間以内に結果が判明（検査場の掲示のまま）。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp